

## 湖西市子ども・子育て会議 資料説明

### (1) 小規模保育事業所の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 3 項『特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。』との規定に基づき、皆さんの意見をお伺いするものです。

令和 2 年 10 月 1 日に、湖西市では 2 園目となる小規模保育事業所『吉美風の子保育園』が開園します。

類型は、小規模保育事業所 A 型で、0 歳児から 2 歳児までが対象となり、定員は 19 人以下、保育を行う職員には保育士資格が必要となります。

職員の配置数は、0 歳児は児童 3 人に対し 1 人、1・2 歳児は児童 6 人に対し 1 人です。児童 1 人当たりの保育室の面積は、0 歳児が 3.3 m<sup>2</sup>以上、1・2 歳児は 1.98 m<sup>2</sup>以上となります。

利用定員は、0 歳児 3 人、1・2 歳児各 8 人の合計 19 人です。

開園時間は、祝日を除く月曜日から土曜日までの 7 時から 18 時までで、休園日は、日曜日、祝日及び年末年始です。

10 月 1 日の開園日から入園となる申込みについては、8 月 20 日（木）を締切りとしており、開園時における入園児童数は、この申し込みの結果によって決定することになります。

入園調整は、他の認可保育園と同様、保育の必要性を指数化して算定し、指数の高い人から入園を決定します。

また、小規模保育事業所は、2 歳児までの保育となるため、3 歳児からは、他の認可保育園・こども園へ転園することになりますが、この際には、指数の算定に小規模保育事業所卒園児加算を行い、優先的に転園できるように配慮することになります。

添付資料のパンフレットは参考にご覧ください。